

医療関係者への 要請・指示、補償について

医療等の実施の要請等(第31条)と 損失補償(第62条)・損害補償(第63条)との関係

	第31条(医療等の実施の要請等)			
	第31条第1項	第31条第2項 (第46条第6項で準用する場合を含む。)	第31条第3項	
	●新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	●予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)	●新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	●予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)
	要請*	要請*	指示**	
第62条第2項 (損失補償等)	○	○	○	
第63条 (損害補償)	○	×	○	×

*「要請」とは、一定の行為について相手方に好意的な処理を期待することであり、当該要請に応じて医療の提供等を行う医療関係者は、自らの自発的意志によって行うことになる。

**「指示」とは、一定の行為について方針、基準、手続等を示してそれを実施させることをいい、指示を受けた医療関係者は、法的に当該指示に従う義務が生じる。ただし、本法においては、当該指示に従わなかった場合であっても、罰則規定は置いていない。

医療の実施に関する 要請・指示について

医療の要請・指示(第31条)、 損失補償(第62条)及び損害補償(第63条)について

- (第31条関係)新型インフルエンザ等の患者に対する医療の提供を行うため(特に)必要があると認めるときに、医療提供体制を確保するため、医療関係者に対する都道府県の要請・指示権限が法律で規定された。
- (第62条関係)要請等に従って、医療等を行った医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、実費弁償を行うことを定めた。
- (第63条関係)要請等に応じて、新型インフルエンザ等の患者に医療を提供したことにより死亡等した場合の損害を放置することは、必要な場合に医療関係者の協力を得られないおそれが高いことから、新型インフルエンザ等の緊急事態における医療関係者の協力の実行性を確保するため要請等に応じて死亡した場合の損害について補償することとされた。
※災害救助法や国民保護法等において業務従事を命令した場合に補償することと同様の考え方に基づく。

論点事項

- (1) 要請・指示の範囲について
- (2) 医療関係者の範囲について(政令事項)
- (3) 損失補償等(実費弁償)について(政令事項)
- (4) 損害補償について(政令事項)

新型インフルエンザ等対策特別措置法と、災害救助法及び国民保護法^(*)の違い

(*) 危機管理法として、医療関係者に対する類似の要請・指示を規定

○災害救助法、国民保護法で想定される救援（医療）について

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること

救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができること

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 平成12年厚生労働省告示第144号)

(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 平成16年厚生労働省告示第343号)

災害救助法・国民保護法

- ・日常診療とは異なる場での医療提供
- ・医療従事者は基本的に専従で勤務

○災害救助法では、災害の発生によって交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合、地域の医療機関が被害を受け、診療のための人的物的設備が停止した場合、災害のため当該医療機関が1日間に診療できる患者数をはるかにこえる患者が発生し、救護班の派遣を必要とする場合などが対象となる。したがって、被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、または行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。 (出典)災害の救助の運用と実務平成23年度版(第一法規) p314

○国民保護法では、医療活動等を実施する際に留意すべき事項として、

- ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
- ②生物剤による攻撃の場合の医療活動
- ③化学剤による攻撃の場合の医療活動

を想定している。

(出典)国民保護六法平成17年度版(国民保護法制研究会) p843

○新型インフルエンザ等特別措置法で想定される医療について

新型インフルエンザ等対策の医療体制

- ・日常診療とは異なる場での医療提供
- ・医療従事者は基本的に専従で勤務

(例)

- ・帰国者・接触者外来
- ・臨時の医療施設における入院診療 等

- ・日常診療の延長線上での医療提供
- ・医療従事者は他の業務にも従事

(例)

- ・一般の医療機関における外来・入院診療
- ・感染症指定医療機関における入院診療 等

論点(1) 要請・指示の範囲について

- 都道府県が、場所、期間等を具体的に示して、新型インフルエンザ等の患者に医療を提供するよう要請・指示を行い、これに応じた医療関係者が、外形的に新型インフルエンザ等の患者に医療を提供していると認められる場合が対象となる。

論点(1) 要請・指示の範囲について（特措法に基づく要請・指示が必要な状況とは）

○ 法に基づく要請は、どういう場合に必要なのか

- ・都道府県知事による通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合に、要請を行うこととしてはどうか。

※ 例えば、地域における医療機関が診療を停止し、近隣の新型インフルエンザ等の患者が医療の提供を受けられなくなったため、医師等の派遣を行う場合など

- ・「新型インフルエンザ行動計画」(平成23年9月20日新型インフルエンザ対策閣僚会議)上、発生早期(海外発生期～国内発生早期)においては、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに対して、帰国者・接触者外来において診療を行い、新型インフルエンザ等感染症と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等へ移送し、入院勧告を行うこととしている。一方、国内感染期においては、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこととしている。
- ・発生早期の帰国者・接触者外来や国内感染期の病床が不足した際の臨時的医療施設は、一般の医療施設における日常診療の延長上とは異なる医療体制を構築する必要がある。
- ・発生早期においては、新型インフルエンザ等の病原性が不明であることも多く、新型インフルエンザ等の患者の診療に従事する医療関係者の確保が困難となる場合が考えられる。

論点(2) 医療関係者の範囲について

- ▶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、医療関係者として、医師、看護師が例示され、医療関係者の範囲は政令で定めることとされている。

論点(2) 医療関係者の範囲について

- 法に基づく要請・指示の対象となる医療関係者は、どのような範囲なのか。
 - ・災害救助法等と同様にしてはどうか。

(参考)災害救助法、国民保護法において定められている医療関係者について

医師	助産師	臨床検査技師
歯科医師	看護師	臨床工学技士
薬剤師	准看護師	救急救命士
保健師	診療放射線技師	歯科衛生士

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新感染症も対象としており、新型インフルエンザのみならず、新感染症に対する医療も念頭に要請・指示の対象となる医療関係者を定めておく必要がある。
- ・国民保護法では、生物剤による攻撃の場合の医療活動として、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者に対する医療活動も想定している。

論点(3) 損失補償等(実費弁償)について

- ▶ (第62条第1項関係) 停留施設の使用、臨時の医療施設を開設するための土地の使用、特定物資の収用の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき**損失を補償**することを定めたもの。
 - ※個別の処分内容に応じて、判断や損失額の算定が行われるべきであり、一定の基準を定めることはなじまないことから、国民保護法等においても、損失補償の基準を政令に定めることにはなっていない。
- ▶ (第62条第2項関係) 要請に応じて、又は指示に従って、医療等を行った医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、**実費弁償**を行うことを定めたもの。
 - ※帰国者・接触者外来若しくは臨時の医療施設での医療の提供など、通常の勤務先とは異なる場で診療等に従事する医療関係者の**手当**を想定している。

論点(3) 損失補償等(実費弁償)について

○ 他法の実費弁償(種類、額)の水準と同様としてはどうか。

(参考) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生労働省告示第144号)(抄)

(実費弁償)

第14条 法第24条第5項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 令第1号から第4号までに規定する者

イ 日当

法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

論点(4) 損害補償について

- 災害救助法等において業務従事を命令した場合に補償することとされているが、これと同様の考え方にに基づき、新型インフルエンザ等の緊急事態における医療関係者の協力の実行性を確保するため要請等に応じて**死亡した場合等の損害**について補償することとされたもの。

論点(4) 損害補償について

- 他法の損害補償(種類、額)の水準と同様としてはどうか。
- 緊急事態宣言がなされた場合に限り、損害補償の対象とすることにしてはどうか(ただし、緊急事態宣言に移行した場合に限り、緊急事態宣言前の要請・指示も遡って対象としてはどうか。)

・国民保護法では、生物剤による攻撃の場合の医療活動として、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者に対する医療活動も想定していることから、他法との並びを考慮する必要がある。

・インフルエンザの罹患を想定した場合、発症しても季節性インフルエンザ並みに回復する場合等は、通常受忍すべき損害と考えられるため、1か月程度までの療養は対象外とすることについても検討する必要がある。

(参考)災害救助法、国民保護法において規定されている扶助金について

療養扶助金	休業扶助金	障害扶助金	遺族扶助金	葬祭扶助金	打切補助金
-------	-------	-------	-------	-------	-------

- 療養扶助金(診察、薬剤等の支給、治療等、必要な療養に要する費用):全額を支給
- 休業扶助金(負傷又は疾病による療養のため、従前の業務に服することができない場合に支給):1日につき、支給基礎額の60/100
- 障害扶助金(負傷又は疾病が治った場合において、身体障害が存する場合に支給(1~14級)):支給基礎額×(障害の等級に応じ1340~50)
- 遺族扶助金(死亡した遺族に支給):支給基礎額×1,000
- 葬祭扶助金(死亡した場合、葬祭を行う者に対して支給):支給基礎額×60
- 打切扶助金(療養扶助金の支給開始後3年を経過しても治らない場合に支給):支給基礎額×1,200
(支給基礎額)
労働基準法上の労働者:平均賃金金額
上記以外:当該者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額(同業の者が通常得ている収入の額(標準収入額)をこえるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額)
(重複給付の禁止)
扶助金の支給を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

予防接種の実施に関する 要請・指示について

予防接種の要請・指示(第31条)と 損失補償(第62条)の関係について

- (第31条第2項、第3項関係)法第28条に基づく登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施、及び第36条に基づく住民に対する予防接種の実施のため、医療関係者に対し、必要な協力を要請・指示することができることとしたもの。

論点事項

(1) 要請・指示の範囲について

- ・対象となる医療関係者は、医療の実施の要請・指示と同等で良いか。

(2) 要請の時期について

- ・都道府県知事による通常の協力依頼のみでは予防接種体制の構築が困難となる状況が発生した際に、要請を行うこととしてはどうか。

- ・ 予防接種の実施にあたっては、短期間に多くの者に対して実施する必要があり、的確かつ迅速に予防接種を行うためには、医療関係者の協力が必要となる。
- ・ 予防接種の実施にあたっては、感染リスクが特段高くなるわけでないため、損害補償については規定されていない。

【参考資料】

新型インフルエンザ等対策特別措置法(1)

第三章 総則 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(医療等の実施の要請等)

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(以下「患者等」という。)に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種(以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。)を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(2)

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第62条 国及び都道府県は、第29条第5項、第49条又は第55条第2項、第3項若しくは第4項(同条第1項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第31条第1項若しくは第2項(第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第31条第3項(第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第63条 都道府県は、第31条第1項の規定による要請に応じ、又は同条第3項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

医療の実施の要請等（法第85条）

- 政令で定める医療関係者（令第18条）
 - ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 ・保健師 ・助産師産 ・看護師 ・准看護師
 - ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士 ・歯科衛生士

損失補償等（法第159条第2項）

- 都道府県は、第85条第1項の規定による要請に応じ、又は同条第2項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。
- 実費弁償の基準（令第41条）
 - 1 手当は、法第85条第1項の規定による要請に応じ、又は同条第2項の規定による指示に従って医療を行った時間に応じて支給するものとする。
 - 2 前号の手当の支給額は、法第85条第1項の規定による要請を行い、又は同条第2項の規定による指示をした都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
 - 3 一日につき8時間を超えて医療を行ったときは、第1号の規定にかかわらず、その8時間を超える時間につき割増手当を、医療を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
 - 4 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第1号の手当の支給額を基礎とし、第2号に規定する医療関係者に支給される時間外手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。
- 実費弁償の申請手続（令第42条）
 - 1 法第159条第2項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、法第85条第1項の規定による要請又は同条第2項のきていによる指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。
 - 2 都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。
 - 3 第1項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
 - ② 請求額及びその明細
 - ③ 医療に従事した期間及び場所
 - ④ 従事した医療の内容

損害補償（法第160条第2項）

- 都道府県は、第85条第1項の規定による要請に応じ、又は同条第2項の規定による指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。
- 損害補償の額（令第43条第2項）
 法第160条第2項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。
- 損害補償の申請手続（令第44条第2項）
 法第160条第2項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第85条第1項の規定による要請又は同条第2項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。（令第43条第4項 損害申請書について略）

救助の範囲（法第23条）

- 医療等の救助業務従事者の範囲（令第10条）
 - 1 ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師
 - 2 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師
 - ・臨床工学技士 ・救急救命士 ・歯科衛生士

従事指示（法第24条）

- 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第31条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
- 第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

協力命令（法第25条）

- 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

費用の支弁（法第33条）

- 第23条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。
- 第24条第5項の規定による実費弁償及び第29条による扶助金の支給で、第24条第1項の規定による従事命令又は第25条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
- 実費弁償（令第11条）
 法第24条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

扶助金の支給（法第29条）

- 第24条又は第25条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。
- 扶助金の種目（令第13条）
 法第29条の扶助金（以下「扶助金」という。）は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の6種とする。
- 重複給付の禁止（令第22条）
 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けた時は、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。